

個人賠償責任補償特約のご案内

(団体総合生活保険)

保険料
月々
160円

現在ご加入の「Kawasakiせいかつ保険」にセットできる

【個人賠償責任補償特約】 をおすすめします！

ご家族も安心！

もしもの時の個人賠償責任補償特約(示談交渉付)とは？

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

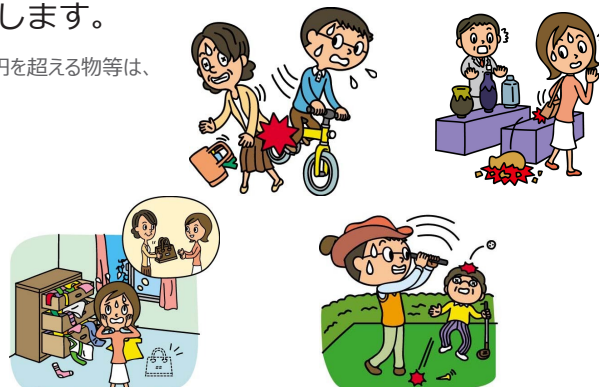
例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

・買い物中、誤って商品を壊してしまった。

・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



【 保険の対象となる方(被保険者)の範囲 】

	家族型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、募集パンフレットに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間（2025年7月1日～2026年7月1日）
団体割引：25%、損害率による割引：20%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン
タイプ名		BA1タイプ
個人賠償責任	型	家族型
	保険金額	国内：無制限 国外：1億円
保険料（月払）		160円

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 受託品の電氣的または機械的事故
 - 受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - 詐欺または横領
 - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

※このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず募集パンフレットに記載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、補償・特約の要否をご検討ください。

お問い合わせはこちらまで

代理店

【株式会社 カワサキライフコーポレーション】

東京・横浜営業所 TEL：03-3435-2072 内線：712-2072

中部営業所 TEL：058-382-0253 内線：7-41-2615

神戸営業所 TEL：078-682-5479 内線：7-51-4575

兵庫営業所 TEL：078-682-3198 内線：7-30-61660 7-30-61668

明石営業所 TEL：078-922-0363 内線：7-61-2538

東播営業所 TEL：079-435-3090 内線：7-74-2956

坂出出張所 TEL：0877-46-5110 内線：7-81-2523

保険業務部 フリーダイヤル TEL：0120-360-261

(川重東京本社4F)

(川重岐阜工場 #新館D1)

(川重神戸工場 3号館1F)

(川崎車両(株) 神戸本社 食堂1Fオアシスルーム内)

(川重明石工場 総合事務所3F)

(川重播磨工場 総合事務所1F)

(川重坂出工場 検定センター2F)

※ ホームページ：http://www.kawasaki-life.jp

スマホの方は
こちらから



【引受幹事保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
担当課：兵庫本部企業営業部営業課
〒651-0175 兵庫県神戸市中央区海岸通7番
TEL：078-333-7225
(受付時間：平日午前9時～午後5時)